

## 令和8年度尾鷲市放課後児童クラブ配食事業実施事業者募集要項

### 1. 業務の名称

尾鷲市放課後児童クラブ配食事業委託

### 2. 事業実施期間

契約日から令和9年3月31日

### 3. 事業の概要

市内の放課後児童クラブを利用している児童に対し、夏休み等小学校の長期休業期間において栄養の調和のとれた食事を提供し、児童の健康の保持増進を図るとともに、児童の属する子育て世帯の家事負担を軽減することを目的とする。

### 4. 業務の仕様

「尾鷲市放課後児童クラブ配食事業委託仕様書」参照

### 5. 委託料

委託料は、利用者は尾鷲市放課後児童クラブ配食事業実施要綱に定める利用料を負担し、市は次に掲げる配食に要する費用から利用者負担分を差し引いた額（費用単価）に実施回数に乗じた額の合計額を支払うものとする。

（消費税及び地方消費税を含む）

利用単位	配食に要する費用	利用者負担分	費用単価
1回（1食）	650円	350円	300円

### 6. 募集要件

事業の実施に対して意欲を有し、かつ児童福祉に理解をもつ事業者であって、次に掲げる要件をすべて満たす事業者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定すべてに該当しないこと
- （2）尾鷲市暴力団排除条例（平成23年尾鷲市条例第2号）第2条第1項、第2項、第4項に該当しないこと
- （3）尾鷲市に納税義務を負っている場合、その納付すべき市税に滞納がないこと
- （4）本市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと

(5) 本事業の趣旨を十分に理解し、仕様書に基づき業務を実施するために必要な体制を備えており、業務を計画的かつ的確に遂行できること

## 7. 応募について

### (1) 募集スケジュール

- ①ホームページでの公募開始 令和8年4月6日(月)
- ②応募書類提出受付 令和8年4月6日(月)～令和8年4月17日(金)
- ③意見交換会 令和8年4月6日(月)～令和8年4月17日(金)
- ④審査結果通知予定 令和8年4月中旬
- ⑤委託契約予定日 令和8年4月下旬

### (2) 提出方法

提出書類を福祉保健課子育て支援係まで持参又は郵送とする。郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法とすること

### (3) 提出期限

令和8年4月17日(金) 必着

### (4) 提出書類

次の書類を各1部ずつ提出すること

- ①放課後児童クラブ配食事業実施事業者登録申請書(様式第1号)
- ②放課後児童クラブ配食事業登録事業者申請にかかる誓約書兼同意書(様式第2号)
- ③事業者の概要(様式第3号)
- ④食品衛生責任者及び営業許可書の写し

## 8. 審査等

書類審査の上、結果を通知する。

放課後児童クラブ配食事業の実施事業者として、本市が適当であると判断した場合、委託契約締結のうえ、業務を実施する。

## 9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、契約締結までの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、その者とは契約を締結しない。

- (1) 応募資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (3) 提出書類に不備があった場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (7) 応募に際して不正行為があった場合

#### 10. その他

- (1) 提出書類は審査結果に関わらず返却しない
- (2) 提出書類の作成等、応募に要する費用はすべて応募者の負担とする

#### 11. 連絡先及び応募書類提出先

〒519-3618 尾鷲市栄町5-5 尾鷲市福祉保健センター2階  
福祉保健課 子育て支援係  
電話：0597-23-8202 FAX：0597-23-3875  
E-mail [kosodate@city.owase.lg.jp](mailto:kosodate@city.owase.lg.jp)